

建築士の木づかい推進事業に関する

Q&A

【支援の対象者について】

Q.建築士の仕事に従事していません。補助金対象者となり得るでしょうか？

A.建築士の資格を有していない方は対象外となります。

Q.二級建築士ですが、補助金対象者になりますか？

A.一級、二級又は木造建築士の免許を有していれば対象となります。

【補助金申請について】

Q.申請は個人に限定ですか？

A.法人及び複数の建築士が共同で申請することも可能です。その際、全員が同じ講習会のみ受講ではなく、1申請につき異なる2件以上の講習会を含むようにしてください。また、補助金の支払先は1口座のみであり、複数の口座を指定することはできません。

Q.申請をすれば必ず補助金がもらえますか？

A.申請額が予算額（150万円）に達した時点で受付を終了いたします。終了の案内はホームページに掲載します。

なお、受付は申請の先着順とし、予算額を上回った日に複数の申請を受理した場合は、当該日に申請が受理された者の中から、抽選により決定いたします。

Q.テキスト代も補助金の対象となりますか？

A.市販購入可能なテキストは含まれません。また、講習会の受講費用がテキストの有無で2種類に設定されている場合は、テキスト無しの受講費用の1/2以内が申請額となります。

Q.講習会に係る消費税も補助金の対象となりますか？

A.消費税は補助金対象外となります。受講費用から消費税相当額を差し引いた額の1/2以内が申請額となります。

Q.現金にて受領できますか？

A.指定された口座への振り込みとなります。なお、口座登録をされていない方は事前の口座登録が必要となり、支払金口座振替依頼書の提出が必要となります。

なお、支払金口座振替依頼書の記入方法は[こちら](#)をご確認ください。

Q.講習会終了後いつまでに実施結果報告書を提出すればいいですか？

A.講習会が終了した日から起算して30日以内または平成31年3月15日のいずれか早い日までに報告を行ってください。

なお、講習日程の都合により、平成31年3月15日を過ぎてしまう場合は、別途御連絡ください。

【講習会について】

Q.東京都内で開講される講習会のみ補助金の対象ですか？

A.東京都外で開催される講習会も補助金の対象となります。また、eラーニングも補助金の対象となります。

Q.すでに受講してしまった講習会について、遡及して申請できますか？

A.交付決定日以前に受講した講習会は対象外となります。

Q.受講したい講習会の申し込み開始が遅いです。先に申請書・誓約書を提出してもいいですか？

A.講習会申し込みと申請書・誓約書の提出順序は問いません。申込者の都合に合わせて提出してください。

Q.会員受講料と一般受講料が分かれている講習会があります。一般受講料での申請は可能ですか？

A.一般受講料の申請も可能です。

Q.講習会の受講が証明できる書類等について教えてください。

A.講習会の終了証書となります。なお、修了証書が発行されない講習会については、受講票、申し込みの確認ができるもの（主催者からの通知等）等で代用が可能です。

Q.木材利用以外の講習会の補助金申請を行いたいのですが？

A.木材利用以外の講習会は対象外となります。

Q.受講講習の変更や受講辞退の場合はどうしたらいいですか？

A.変更の場合は変更承認通知書、受講辞退（中止）の場合は中止承認通知書を速やかににご提出ください。